

鶴林園居宅介護支援センター 重要事項説明書

当センターは、介護保険の指定を受けています。

当センターは、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスをご提供します。
センターの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことなどについてご説明します。

1. 事業者

- (1) 名 称 社会福祉法人 鶴林園
- (2) 所在地 〒675-0303兵庫県加古川市志方町細工所1086番地
電話:079-452-0524(代表) FAX:079-452-2461
Email : info@kakurinen. or. jp
ホームページ:http://www. kakurinen. com
- (3) 代表者 理事長 西井 秀爾郎
- (4) 設立年月 昭和42年11月
- (5) 連絡先 事務局
- (6) 法人が行っている他の事業
養護老人ホーム鶴林園 (定員53人)
特定養護老人ホーム鶴林園 (定員132人)
特別養護老人ホーム鶴林園 (定員112人)
鶴林園ショートステイサービス (定員20人)
鶴林園デイ・センター (定員35人)
鶴林園訪問入浴サービスセンター
鶴林園ホームヘルプサービスセンター
地域包括支援センターかこがわ西

2. センターの概要

- (1) 名 称 鶴林園居宅介護支援センター
- (2) 指定事業所番号 兵庫県第2872200031号
(平成12年4月1日指定)
- (3) 所 在 地 〒675-0303 兵庫県加古川市志方町細工所1086番地
電話 : 079-451-7339(直通) FAX:079-451-7340
(JR利用) ①「宝殿」→(神姫バス:北条行き又は細工所北口行き
又はアスティアかさい行き)
→「細工所北口」から徒歩約5分
(車利用) ① 加古川バイパス「加古川西インター」から約15分

② 山陽自動車道「加古川北インター」から約5分

(4) 開設年月 平成11年10月

(5) 管理者 西澤 美幸

(鶴林園居宅介護支援センター 主任介護支援専門員)

(6) 通常の事業実施地域

加古川市、高砂市、明石市、小野市、加西市、稲美町、播磨町、姫路市

(7) 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（ただし、1月1日～3日を除く。）

営業時間：午前8時30分～午後5時30分

（ただし、緊急の場合は、24時間対応となっております。）

3. センターの目的及び運営方針

(1) 目的

要介護者の依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境、要介護者及びそのご家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容等居宅サービス計画を作成するとともに、要介護者が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

- ① センターのサービスは、ご利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② センターのサービスは、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- ③ センターは、サービスの提供に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ センターは、サービスの運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1人 (兼務)
 (2) サービス従事者

職 種	在籍人員 (令和6年4月)		
	常 勤	非常勤	常勤換算
介護支援専門員	5人	1人	5.9人

5. サービスの内容、利用料・その他の費用について

サービスの内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料金
(1) 居宅サービス計画の作成	以下に記載する「サービスの実施方法等について」をご参照下さい。	左記の(1)～(7)の内容は、居宅介護支援の一連の業務として、介護保険の対象となるものです。	無 料 ※介護保険適用となる場合には、全額介護保険により負担されます。ただし、ご利用者に介護保険料の未納がある場合には、ご負担いただく場合があります。
(2) 居宅サービス事業者との連絡調整			
(3) サービス実施状況の把握、評価			
(4) 利用者状況の把握			
(5) 給付管理			
(6) 要介護(要支援)認定申請に対する協力、援助			
(7) 相談業務			
※その他の費用について：現在のところ、上記費用と別に、ご利用者の負担となる費用は、ありません。			

<サービスの実施方法等について>

(1) 居宅サービス計画の作成について

- ① センターは、ご利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、居宅への訪問、ご利用者及びそのご家族との面接により、ご利用者の心身又はご家族の状況等の十分な理解と課題の把握に努め、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- ② 利用される居宅サービスの選択に当たっては、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報をご利用者又はご家族に提供します。
- ③ センターは、ご利用者に対して居宅サービスの内容が、特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は指示を行いません。

- ④ センターは、居宅サービス計画の原案が、ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
- ⑤ センターは、ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合には、ご利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めるとともに主治の医師とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付します。
- ⑥ センターは、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等ご利用者のサービス選択に資する内容をご利用者又はそのご家族に対してご説明します。
- ア．センターは、居宅サービス計画の原案の作成の開始に当たり利用者によるサービス選択に資するよう、利用者及びその家族から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合には、誠実に対応します。
- イ．センターは、ご利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めてご利用者の同意を確認します。
- ウ．ご利用者は、センターが作成した居宅サービス計画の原案に同意できない場合には、センターに対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ⑦ センターは、毎年度ごとに前6ヵ月間にセンターにおいて作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられたケアプランが占める割合および同一の事業所によって提供されたものが占める割合について、毎年度ごとに2回算出し、ご利用者に説明し同意を得るものとします。

(2) サービス実施状況の把握、評価について

- ① センターは、居宅サービス計画作成後も、ご利用者又はそのご家族、さらに指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② センターは、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を定期的に評価します。

- ③ センターは、ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更について

センターが、居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、又はセンターが居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、ご利用者とセンター双方の合意をもって、居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

6. 介護計画案の作成

サービスの提供を開始するまで(契約締結前)に、希望される場合には、ご利用者の希望をお聞きし、その方の要介護度に応じ、参考となる介護計画(ケアプラン)案を作成します。

7. 告知・説明義務

鶴林園居宅介護支援センター重要事項説明書の内容に変更があった場合には、その変更箇所について書類を発行して説明し、ご利用者の同意を得るものとします。

8. 秘密保持と個人情報保護について

(1) ご利用者及びご家族に関する秘密の保持について

センター及びその職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
また、この秘密保持に関する義務は、本契約終了後においても継続します。

(2) 個人情報の提供の同意について

センターは、介護保険法に基づき開催されるサービス担当者会議等において、ご利用者及びご家族の個人情報の提供が必要な場合には、その必要とする範囲内において、個人情報を使用することについて別紙同意書により同意を得るものとします。

9. ご利用者の居宅への訪問

- (1) 介護支援専門員は、ご利用者の状況把握のため、ご利用者に特段の事情のない限り、ご利用者の要介護認定有効期間中、毎月1回訪問します。
ただし、それ以外にも、ご利用者からの依頼や、居宅介護支援業務の遂行に不

可欠と認められる場合等においてご利用者の居宅を訪問することがあります。

(2) 介護支援専門員は、身分証明書を持参し、初回訪問時及びご利用者又はそのご家族から求められたときは、提示するものとします。

(3) 介護支援専門員の交替

ア. ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望される理由を明らかにして、センターに対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

イ. センターの都合により、介護支援専門員を交替させることがあります。介護支援専門員を交替させる場合は、ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

10. サービス利用契約の終了

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日で、いったん終了することになります。

ただし、有効期間満了の7日前までに、ご利用者から契約を終了する旨のお申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間(原則として6か月程度)まで、自動的に更新されます。

11. 契約期間中での解約

- ① 契約の有効期間中であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。
- ② 著しい迷惑行為やハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、直ちにサービスの提供中止や契約を解除させていただきます。

12. 損害賠償について

センターは、センターの責任においてご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

13. ご相談・苦情の受付について

(1) センターにおけるご相談・苦情の受付

ご相談や苦情は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者（受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

〔氏名〕 濱野 雅人

〔職名〕 鶴林園居宅介護支援センター センター長

〔連絡先〕 電話 079-451-7339（直通）

F A X 079-451-7340（直通）

第三者委員

〔氏名〕 稗田 貢

〔職名〕 元高砂市教育長

〔連絡先〕 電話 080-6220-4170

苦情解決責任者

〔氏名〕 土屋 啓介

〔職名〕 社会福祉法人鶴林園 事務局長

苦情の受付窓口は、上記の苦情受付担当者となります。

また、第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。

第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため、双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって、円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

兵庫県 国民健康保険 団体連合会	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 センタープラザ内 電話：078-332-5617 F A X：078-332-5650 受付時間：8:45～17:15 月曜日～金曜日
兵庫県 加古川健康福祉事務所 監査・地域福祉課	所在地：加古川市加古川町寺家町天神木97-1 電話：079-421-9296 F A X：079-422-7589 受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日
加古川市役所 介護保険課	所在地：加古川市加古川町北在家2000番地 電話：079-427-9123 F A X：079-424-1322 受付時間：8:30～17:15 月曜日～金曜日

指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日時：令和 年 月 日 時

説明場所：

事業者 名称 社会福祉法人 鶴林園

住所 兵庫県加古川市志方町細工所1086番地

代表者 理事長 西井 秀爾郎

説明者 職名 介護支援専門員

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者(利用者) 住所

氏名

立会人 住所

氏名

(契約者との関係)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者 住所

氏名

(契約者との関係)